

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:建設部下水道課 No.001

処 分 名	下水道使用料の減免
処 分 の 概 要	特別の事情があると認めるときは、使用料を減額または免除する。
根拠条例等・条項	春日部市下水道条例（平成 17 年条例第 156 号）第 32 条 春日部市下水道条例施行規則（平成 17 年規則第 67 号）第 23 条第 1 項から第 4 項
審 査 基 準	春日部市下水道条例施行規則 （使用料の減免） 第 23 条 条例第 32 条の規定による使用料の減免は、次の各号のいずれかに該当する者に行うものとする。 （1）天災その他これに類する災害を受け、使用料を納付することが困難と認められる者 （2）生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による生活扶助を受けている者 （3）中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)の規定による生活支援給付を受けている者 （4）その他特別の理由があると認められる者（設定しない：処分が稀であり、法令又は条例等の定め以上に具体化することが困難）
標準処理期間	14 日（休日は含まない）
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	別館 2 階水道部営業所への提出
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■春日部市下水道条例

第 32 条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

■春日部市下水道条例施行規則

第 23 条 条例第 32 条の規定による使用料の減免は、次の各号のいずれかに該当する者に行うものとする。

- (1) 天災その他これに類する災害を受け、使用料を納付することが困難と認められる者
- (2) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による生活扶助を受けている者
- (3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)の規定による生活支援給付を受けている者
- (4) その他特別の理由があると認められる者